

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び子3名）に対し、申立人子らのうちにADHD（注意欠陥多動性障害）の症状のある者がいて生活環境等を変更することが容易でなかったことから避難継続の合理性を認め、平成24年9月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料として各自月額10万円が賠償され、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子1名との別離期間があったこと等を考慮し、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円ないし6万円が、申立人子らのうち1名に対し、ADHDにより新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円が、それぞれ賠償されたほか、避難費用（宿泊費）として避難先の賃貸住宅の家賃（離婚により申立人母が負担することになった平成26年8月分から平成28年3月分まで）等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下、申立人4名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 記

|   | 損害項目                    | 期間                           | 金額    |
|---|-------------------------|------------------------------|-------|
| ア | 日常生活阻害慰謝料増額分<br>（申立人X1） | 平成23年3月11日から<br>平成24年8月31日まで | 69万円  |
| イ | 日常生活阻害慰謝料増額分<br>（申立人X4） |                              | 54万円  |
| ウ | 日常生活阻害慰謝料<br>（申立人X1）    | 平成24年9月1日から<br>平成26年3月31日まで  | 190万円 |
| エ | 日常生活阻害慰謝料<br>（申立人X2）    |                              | 190万円 |
| オ | 日常生活阻害慰謝料<br>（申立人X3）    |                              | 190万円 |
| カ | 日常生活阻害慰謝料<br>（申立人X4）    |                              | 190万円 |

|    |   |   |                     |
|----|---|---|---------------------|
| キ  | 避難費用（宿泊費）   | 平成 26 年 8 月 1 日から<br>平成 28 年 3 月 31 日まで | 1 2 0 万円            |
| ク  | 診断書取得料（令和 3 年 11 月 10 日取得 2 通分）                               |   | 6 6 0 0 円           |
| ケ  | 平成 24 年 2 月 28 日被申立人プレスリリースに基づく自<br>主的避難等に係る損害（申立人 X 2、同 X 3） |   | 8 0 万円              |
| 合計 |   |   | 1 0 8 3 万 6 6 0 0 円 |

## 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第 1 項記載の損害項目及び期間についての和解金として金 1 0 8 3 万 6 6 0 0 円の支払義務があることを認める。

## 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第 1 項イ記載の損害項目及び期間に対する賠償金として金 2 7 万円、第 1 項エ記載の損害項目及び期間に対する賠償金として金 3 5 万円、第 1 項オ記載の損害項目及び期間に対する賠償金として金 3 5 万円、第 1 項カ記載の損害項目及び期間に対する賠償金として金 3 5 万円、計 1 3 2 万円を支払済みであることを相互に確認する。

## 4 支払方法

（省略）

## 5 清算条項

申立人らと被申立人は、第 1 項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人の双方が 1 通ずつをそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和 4 年 7 月 4 日

（仲介委員 丸山 裕司）